

南極をめぐる科学と国際動向 を考える研究会 (南極国際動向研究会)

第1回研究会2018年10月18日 (ROIS会議室)

柴田明穂・神戸大学極域協力研究センター(PCRC)



研究会幹事・事務局・参加者・趣旨

- 共同幹事：
柴田明穂(神戸大学)・伊村智(国立極地研究所)
- 事務局：<antarctic_study_group [at]penguin.kobe-u.ac.jp>
來田真衣子(神戸大学GSICS博士後期2年)
- メンバー希望表明者/第1回研究会参加者(名簿回覧)
現時点:社会科学系9名、自然科学系7名、省庁関係者9名



現在及び近い将来における南極の諸課題の理解と解決には、社会科学/制度と自然科学/現場の両方の知見が必要であり、その知見を迅速・的確に国際及び国内政策に活かしていくことが肝要。

この研究会が、南極に関心を寄せる研究者/関係者の自由な意見交換の場となり、ひいては我が国の専門的知見が結集する場になればというのが、主催者の期待。

研究会のメンバーと進め方・共通理解事項

- **メンバー:**

南極に学術的関心があり、年に3~4回程度開催される研究会に積極的に参加できる研究者(共同幹事の推薦)+関係省庁(現時点で外務地球環境課/国際法課・文科海洋地球課・環境自然環境計画課)

- **テーマと進め方:**

メンバーの関心に応じて柔軟に。自身の専門を専門的に語るというより、南極に関わる自身の学術的・政策的関心がなぜ今後の南極の科学と国際動向にとって重要なのかについて、他分野研究者と意見交換し、理解を共有し、深められるようにする場。

- **共通理解事項:**

ざくばらんな議論、公開にはしない。原則として、研究会の情報はメンバー間で自由に利用可。報告用PPT/レジュメ/資料は、報告者の了解の基に、神戸PCRCホームページで原則公開。但し、議論については、議事録等は作成しない。メンバーの要望でChatham Houseルールを導入してもよい。メンバーの発意でスピンオフ会合などがあってもよい(公開・東京以外開催もOK)。

次回以降予定

- **スピンオフ公開研究会：2018年12月19日9:30～12:00**
(於：神戸大学)

本研究会の国際研究プロジェクト版：「南極条約体制の強靱性研究会」。Julia Jabour (豪)、Luis Ferrada (チリ)、Jill Barrett (英)、Kees Bastemijer (蘭)などが報告、議論。

- **第2回研究会：2019年1月18日(金) 15:00～17:00**
(於：情報・システム研究機構会議室)

テーマ/報告者募集：メールで。12月前半ぐらいまでに、事務局まで。

なぜ、今、南極か？

研究会立ち上げに至ったいくつかの背景

- メディア（主に外国、日本ではほとんどない）で南極における「ナショナリズム」や「競争(rivalry)」を報じる内容。
- （主に海外の）政治学者、国際関係論者による南極における「地政学的リスク」や「中国の脅威」を論じる議論。前者の代表がイギリス・ロンドン大学Klaus Dodds教授*。後者の代表が、NZ・カンタベリー大学Anne-Marie Brady教授。いずれも（その主張の学術的説得力とは別に）学界/メディア界で注目度上昇中。
- 更に最近、南極自然科学者（日本ではほとんどない）が南極条約体制(ATS)の（南極環境保護や科学活動の推進にとって）非力・非効率を主張するようになってきている。その代表が、豪モナシュ大学Steven Chown教授+。SCAR理事長になり、発信力上昇中。

*Nature誌 Rintoul論文、脚注5参照

+Nature誌 Rintoul論文、脚注6参照

メディアと国際関係論における 南極地政学的リスク論(例)

Independent Mar. 27, 2017

News > Science

Nationalism threatens Antarctica's future as a peaceful hub for science

Emerging global powers and the new geo-political landscape are challenging status quo on the southern continent, threatening Antarctica's future as a peaceful hub for science. Ashley Coates reports

Ashley Coates | Wednesday 29 March 2017 12:50 BST | 9 comments

POLITICS FEDERAL SCIENCE

Australia risks being crushed by Antarctic rivals Russia and China, scientists say

By Nicole Hasham
25 March 2018 – 12:01am

Australia risk
Antarctica to
become dract

Sydney Morning Herald
Mar. 25, 2018

Antarctic Geopolitics and the Ross Sea Marine Protected Area

Klaus Dodds and Cassandra Brooks, Feb 20 2018, 254 views

6

Yale Journal
OF INTERNATIONAL AFFAIRS

Averting the Battle for Antarctica

By Doaa Abdel-Motaal Feb. 21, 2017

By Anne-Marie Brady August 2017

SPECIAL REPORT

China's expanding Antarctic interests
Implications for Australia

ASPI

A Contemporary perspectives on
realism, Feb. 20, 2018

A. 南極地政学的リスク論が提起する 国際法学(南極条約体制)への課題*

*Nature誌 editorial論文2-3頁

- **Dodds (2017) Handbook on the Politics of Antarctica**の結論:
「我々は今日の南極ガバナンスシステム=南極条約体制=を理想の構造を有しているとする考えに益々懐疑的となっている。」
- その理由として:
 - ①近い将来到来する南極鉱物資源欲求に対して、ATSは非力。
 - ②気候変動の南極影響に対する無関心。科学のための南極条約体制の中で科学が発言力を持ち得ていない。
 - ③国際協力の体制からイデオロギー対立の場へ:中国封じ込め論?原署名国「クラブ」論の再興? etc
 - ④ ATSの閉鎖性。グローバルに展開する諸課題からますます隔絶されてきており、南極に影響あるグローバルな課題に効果的に対応できていない(POPs汚染、遺伝資源探査/利益配分、etc)
 - ⑤南極環境保護の後退。漁業含む資源利益のまえに、科学的不確実性を前提とした予防的措置へのコンセンサスが成立しない。南極海洋生物保全条約(CAMLR)の下でのロス海MPA設置交渉が象徴的。

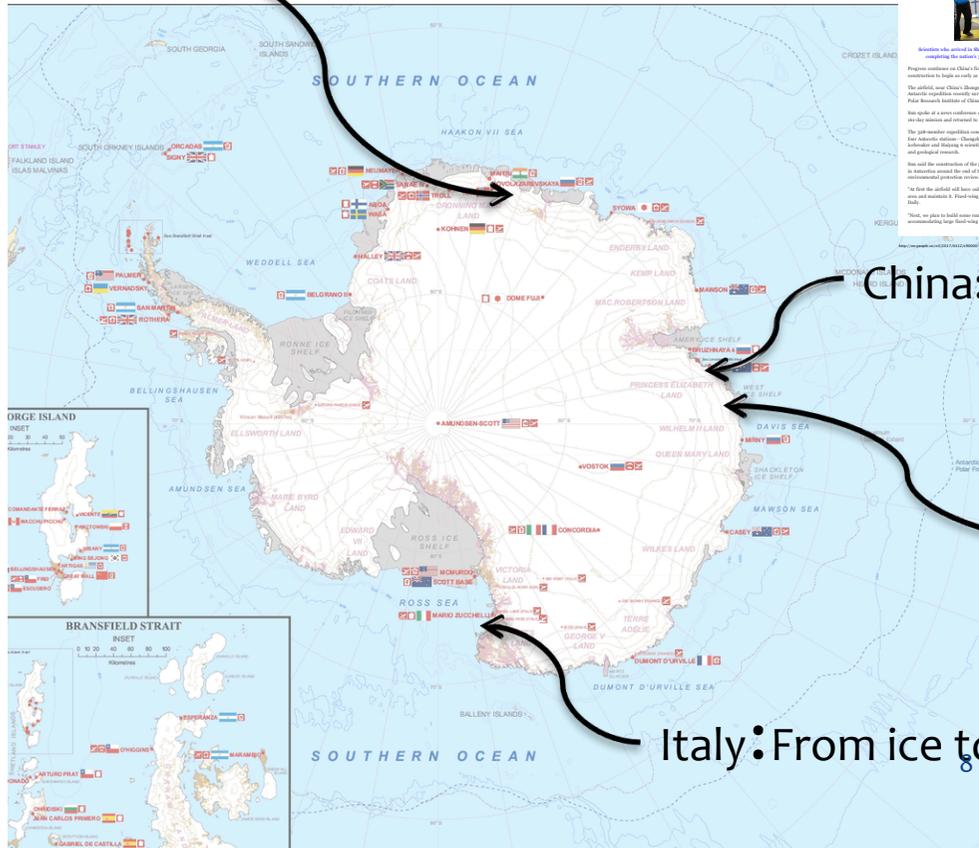
B. 南極は「遠いところremote」ではなくなった* ?

* Nature誌 Editorial論文2頁。

事実：東南極で進む飛行場整備計画

研究課題：アクセスの容易化と人間活動の拡大と多様化がもたらすもの

Russian Molodyozhnaya airstrip reopening?



China: ice airfield at Zhongshan 2014



Australia: grabble airfield at Davis ?

Italy: From ice to grabble airfield at Zucchelli 2017-

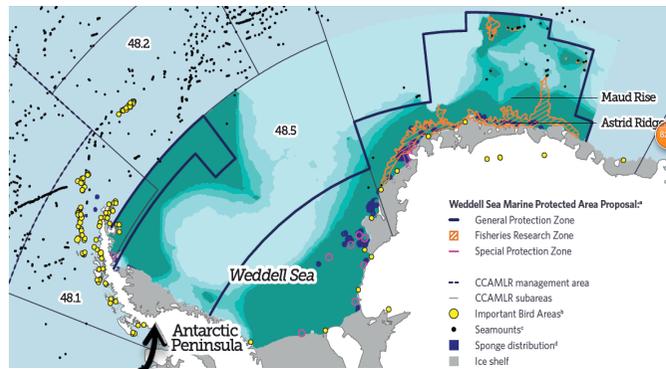


C. 南極海「海洋保護区(MPA)」提案が進まない？

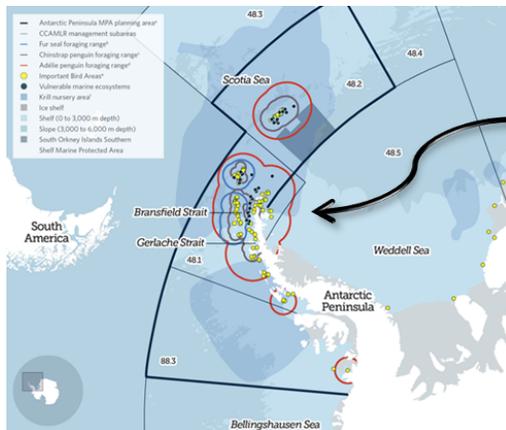
* Nature誌 Editorial論文3頁。

事実：他にもMPA提案沢山あり、CAMLRはコンセンサスで運用。

研究課題：科学的不一致？地政学的背景？資源対立？



Weddell Sea MPA proposals (EU/Germany), 2016



West Antarctic Peninsula and Southern Scotia Arc MPA proposal (Argentina and Chile, 2017)

East Antarctica MPA proposals (Australia, France, EU, 2012)



D. 「南極条約は科学のために領土のフェンスを無くした」* どういう意味？

* Nature誌 Editorial論文4頁。

“Antarctic Treaty- which fenced the territory off for research-”

- 「領土がなくなった」とは言っていない。領土のフェンスを科学のために無くした、と言っているにすぎない。
- 「領土紛争の棚上げ」として理解される、南極条約第4条：南極は、公海や宇宙のように領土権設定が禁止される国際公域 (ABNJ) ではない！
- 領土権の制約を国際条約によって無くしたり低くする国際化地域：何について、どの程度低くするかは条約の中身とその解釈による。
- しかし、南極条約第4条、第6条（公海自由を害さない）の効果として、南極は、「国際公域に近い国際化地域」と評価できる。



この南極の特異な法的位置づけを正確に理解しておくのが、南極研究(自然科学含む)の大前提(出発点)。

第1回研究会の回覧資料

(ご要望に応じPDFを事務局から後日お送りします)

- * まずは「南極条約」そのものを一度読んで見て下さい。
浅田他編「第7章国際化地域」ベーシック条約集2017版【PDF有り】
- * 科学と国際動向(政治/法)の切っても切れない関係！
柴田「南極地域観測活動の戦略的意義」文部科学時報(2006)【PDF有り】
- * 南極条約体制(ATS)の学術的検討。
柴田「南極条約体制の基盤と展開」ジュリスト(2010)【PDF有り】
- * 話題の南極バイオプロスペクティング。日本もやっている？
柴田「南極バイオプロスペクティング活動の実態」南極資料(2010)【極地研HPからダウンロード可能】
- * 南極条約体制の100年の歴史を振り返る
Shibata “Japan and 100 Years of Antarctic Legal Order” (2015)【PDF有り】
- * 早期発効が期待される南極環境責任附属書について
柴田「南極環境責任附属書の国内実施」(2015)【PDF有り】
- * 国際法学者が見た南極、日本の南極観測事業
柴田「国際法学者、初めて南極に立つ！」極地(2017)【PDF有り】